

退職手当に係る就業規則の記載について

○社会福祉法人を含め、退職手当の定めをする場合においては、労働基準法第89条に基づき、就業規則にその計算方法、支給方法等を記載する必要がある。その際、社会福祉施設職員等退職手当共済制度のように、具体的な支給方法等を定めている法人外部の制度を利用する場合には、当該制度の規定を就業規則と一体のものとして取り扱うことができる。このため、各法人の就業規則において、具体的な支給方法等まで詳細に記載する必要はないものとされている。

【参考1】 就業規則の取り扱い（昭63.3.14 基発第150号疑義照会）

問：中小企業退職金共済制度等、社外積立退職金制度に加入している場合、就業規則ではどの程度の規定で足りるか。

答：本来就業規則で記載すべき事項を記載しなければならない。なお、社外積立退職金制度の規定を就業規則と一体のものとして取り扱う方法もありうる。

【参考2】 社会福祉施設職員等退職手当共済制度を利用している場合の就業規則への記載例

「職員の退職金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法の定めるところにより支給する」